

加入者が助けあう制度

国民健康保険は

私たち、毎日健康で元気に生活したいと思っています。しかし、病気やケガは突然やつてきます。国民健康保険は、そんなときのために加入者のみなさんが、お金を出しあって助けあうことを目的とした制度です。そこで、今回は国民健康保険事業のしくみなどについてお知らせします。

国民健康保険事業のしくみ

私が病気やけがで、
お医者さんにかかったとき、
みんなの医療費を負担するのが国民健康保険事業です。

みんなが、国民健康保険で診療を受けた場合、かかった医療費の3割（退職者注1）は2割）は、自分で負担しますが残りの7割（退職者は8割）は町が負担します。

医療費は、入院・通院・歯科・調剤（薬）、コルセットの作製料と看護料などがあります。

そこで、町の国民健康保険特別会計から支払った平成元年度分の医療費は、どのくらいあります。

にかかったとき支払っています。残りの約7割、4億500万円は、町が国民健康保険団体連合会を経由して、お医者さんへ支払いました。

このほかに、高額療養費として4363万8千円を支払いました。高額療養費とは、（表1）老人分の医療費については、

請求されているか審査する費用を228万6千円支払いました。これらを合計すると5億391万4千円になります。

（同月に同じ加入者が同一病院で5万7千円（保険診療分）を超える支払いがあったとき、その超える額が申請することにより町から支払った人に戻る制度です。

老人分の医療費については、拠出金制度（拠出金制度のしきみ参照）がとられています。一度、国保会計から社会保険

のしくみなどについてお知らせします。

16万6657円
※差額11万5643円は、国の補助金や負担金などで賄なわれています。

また、国民健康保険事業では、加入者が出産したときの助産費（出産児一人につき13万円を支給）と亡くなつたときの葬祭費（葬祭を行つた人に5万円を支給）を合わせて755万円と医療費が正しく請求されているか審査する費用を合計すると、6億4700万5千円になり、一ヶ月平均5319万7千円を支払うことになります。

また、国民健康保険に加入しているみんなの一世帯当たりの医療費として町からお医者さんに支払ったお金は、28万2300円になります。この支払いのためのお金は、みんなが納めている国民健康保険税と国県などの負担金や補助金などで賄なわれています。

その後他の医療保険制度からの拠出金と合算され、町の老

平成元年度の状況	
一世帯当たりの医療費	28万2300円
一世帯当たりの国民健康保険税額	16万6657円
※差額11万5643円は、国の補助金や負担金などで賄なわれています。	

表1

一般分と退職分の医療費の内訳

保 險 給 付 費	區 分	金 額
	入 院	159,237千円
	通 院	64,939
	調 剤	4,619
	療 養 費	5,382
	小 計	450,440
	高額療養費	43,638
	助 産 費	3,900
	葬 祭 費	3,650
	審査支払手数料	2,286
	合 計	503,914